

消防予第 220 号
令和 3 年 5 月 24 日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁次長
(公印省略)

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件及び耐火電線の基準の一部を改正する件の公布について（通知）

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」（令和 3 年消防庁告示第 6 号）及び「耐火電線の基準の一部を改正する件」（令和 3 年消防庁告示第 7 号）が令和 3 年 5 月 24 日に公布されました。

今回の改正は、泡消火設備の一斉開放弁に係る機器点検及び総合点検方法並びに泡消火薬剤の分布等に係る総合点検方法に係る点検基準の一部を改正するため、及び最大使用電圧が 60 ボルト以下の低圧ケーブルについて基準化するとともに、所要の規定の整備を行うため、それぞれ関係する告示を改正するものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件

1 改正内容に関する事項

以下のとおり、所要の規定を改正することとしたこと。

(1) 泡消火設備の一斉開放弁に係る機器点検及び総合点検方法

一斉開放弁の機器点検（機能に係るものに限る。）及び総合点検については、設置後 15 年を経過したものに限り実施することとし、設置後 20 年を経過しないものにあつては、設置後 15 年を経過した日以後 5 年を経過する日までの間に、設置後 20 年を経過したものにあつては、機器点検又は総合点検により、その機能が正常であることを確認した直近の日以後 5 年を経過する日までの間に確認するものとする。

(2) 泡消火薬剤の分布等に係る総合点検方法

泡消火薬剤の分布等については、設置又は泡消火薬剤の交換の日から 15

年（たん白泡消火薬剤を用いるものについては5年）を経過したものに限り確認するものとする。また、これまで、ペルフルオロオクタンスルホン酸とその塩（PFOS）を含有する消火薬剤を使用する泡消火設備についてのみ、泡消火薬剤の分布等に係る総合点検に代わる方法として、消火薬剤のサンプリング検査が認められていたところ、その他の化学物質を用いた泡消火薬剤についても認めることとする。

2 施行期日に関する事項

公布の日から施行することとしたこと。

第二 耐火電線の基準の一部を改正する件

1 改正内容に関する事項

以下のとおり、最大使用電圧が60ボルト以下の低圧ケーブルについて基準化を行うとともに、所要の規定の整備を行うこととしたこと。

(1) 電線の定義

新たに弱電流電気の伝送に使用する電気導体を規定する。

(2) 小型加熱炉対火試験の判定基準

① 絶縁抵抗

60ボルト以下の低圧ケーブルについて、絶縁抵抗の判定基準を0.1メガオームとする。

② 絶縁耐力

60ボルト以下の低圧ケーブルについて、絶縁耐力の判定基準を、加熱前及び加熱終了直後の既定値については350ボルトと、加熱中の規定値については60ボルトとする。

(3) その他

低圧及び高圧ケーブルともに、小型加熱炉耐火試験及び大型加熱炉耐火試験の絶縁耐力における耐電圧試験を実施する時点を明確化するため、「加熱終了直後」とする。

2 施行期日に関する事項

公布の日から施行することとしたこと。

(連絡先)

消防庁予防課

担当：桑折課長補佐、中村

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533